

高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付の申請に関する協定

公益財団法人世田谷区保健センター（以下「財団」という）と公益財団法人世田谷区保健センターの職員の過半数代表者（以下「職員過半数代表者」という）とは、雇用保険法に基づき、高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付の申請に関し、以下のとおり協定する。

第1条（支給申請手続きの代行）

以下の各号の支給申請について、支給対象となる職員に代わり財団が、事業場の所在地を管轄する公共職業安定所長に支給申請を行うこととする。

1. 雇用保険法第61条に定める高年齢雇用継続基本給付金
2. 雇用保険法第61条の2に定める高年齢再就職給付金
3. 雇用保険法第61条の4に定める育児休業基本給付金
4. 雇用保険法第61条の7に定める介護休業給付金

第2条（協議事項）

本協定に基づく申請の取り扱いに関し、運用上の疑義が生じた場合には、その都度財団と職員過半数代表者で対応を協議し、決定する。

第3条（協定の有効期間）

本協定の有効期間は、1年間とする。但し、期間満了1か月前までに、財団、職員過半数代表者の異議の何れから改定または廃止の意思表示がなされないときは、更に1年間有効とし、それ以降も同様とする。

平成24年4月1日

公益財団法人世田谷区保健センター
理事長

河上二郎



公益財団法人世田谷区保健センター
保健センター職員過半数代表者

島田浩行



公益財団法人世田谷区保健センター
総合福祉センター職員過半数代表者

井上裕子

